

教育委員会定例会日程

平成24年9月27日

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 会議録署名委員の決定

4 協議事項

(1) 歴史的風致形成建造物の指定について (資料1 都市計画課)

5 議事

日程第1

議案第15号

小田原市図書館協議会委員の任命について (図書館)

日程第2

議案第16号

教育委員会委員長の選挙について (教育総務課)

日程第3

議案第17号

教育委員会委員長職務代理者の指定について (教育総務課)

6 報告事項

(1) 市議会9月定例会の概要について (資料2 教育部、文化部)

(2) 第47回全国史跡整備市町村協議会大会の開催について

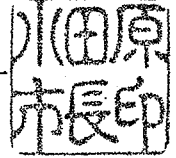
(資料3 文化財課)

7 閉 会

都計第 139 号
平成 24 年 9 月 24 日

小田原市教育委員会
委員長 和田 重宏 様

小田原市長 加藤 憲



「歴史的風致形成建造物」指定の意見聴取について（依頼）

下記建造物を「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」第 12 条第 1 項に基づき歴史的風致形成建造物として指定したいので、同法第 12 条第 2 項の規定により意見を求めます。

記

歴史的風致形成建造物 指定候補

番号	名 称	所在地	所有者	備考
1	松永記念館	板橋 9 4 1 - 1	小田原市	松永記念館敷地内の老樺荘、葉雨庵、本館、收藏庫、庭園を一体的に指定するもの。
2	清閑亭	南町 1 - 5 - 7 3	小田原市	
3	小田原文学館	南町 2 - 3 - 4	小田原市	
4	小田原文学館別館 (白秋童謡館)	南町 2 - 3 - 1 8	小田原市	

(都市計画課景観係 593)

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」第 12 条抜粋

(歴史的風致形成建造物の指定)

第十二条 市町村長は、認定歴史的風致維持向上計画に記載された第五条第二項第六号の計画期間（以下「認定計画期間」という。）内に限り、当該認定歴史的風致維持向上計画に記載された同項第四号の方針に即し、認定歴史的風致維持向上計画に記載された重点区域（以下「認定重点区域」という。）内の歴史上価値の高い重要無形文化財又は重要無形民俗文化財（文化財保護法第七十八条第一項に規定する重要無形民俗文化財をいう。）の用に供されることによりそれらの価値の形成に寄与している建造物その他の地域の歴史的な建造物（重要文化財建造物等及び重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群（同法第二条第一項第六号に規定する伝統的建造物群をいう。第十七条第一項において同じ。）を構成している建造物を除く。）であって、現に当該認定重点区域における歴史的風致を形成しており、かつ、その歴史的風致の維持及び向上のためにその保全を図る必要があると認められるもの（これと一体となって歴史的風致を形成している土地又は物件を含む。）を、歴史的風致形成建造物として指定することができる。

2 市町村長は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該建造物の所有者（所有者が二人以上いる場合にあつては、その全員）及び当該市町村の教育委員会の意見を聴くとともに、当該建造物が公共施設である場合にあっては、当該公共施設の管理者（当該市町村を除く。）に協議し、その同意を得なければならない。

3 市町村の教育委員会は、前項の規定により意見を聴かれた場合において、当該建造物が文化財保護法第二条第一項第一号に規定する有形文化財、同項第三号に規定する民俗文化財又は同項第四号に規定する記念物（以下「有形文化財等」という。）に該当すると認めるときは、その旨を市町村長に通知しなければならない。

●歴史的風致形成建造物指定候補一覧

	建造物名	写真	所在地	所有者	備考
1	松永記念館 (別館・烏楽亭除く)	 <p>老櫓荘</p>  <p>葉雨庵</p>  <p>本館 (右)、収蔵庫 (左)</p>  <p>無住庵</p>  <p>庭園</p>	板橋 941-1 他	小田原市 (生涯学習課)	<p>指定対象</p> <p>※老櫓荘、葉雨庵、本館、収蔵庫、庭園を一体的に松永記念館として指定するもの。</p> <p>※候補となっている無住庵については、松永記念館敷地内への移築の目途がたった段階で指定を行う。</p>
2	清閑亭		南町 1-5-73	小田原市 (文化財課)	指定対象
3	小田原文学館本館		南町 2-3-4	小田原市 (図書館)	指定対象

	建造物名	写真	所在地	所有者	備考
4	小田原文学館別館 (白秋童謡館)		南町 2-3-18	小田原市 (図書館)	指定対象
5	濟生堂薬局 小西本店店舗		本町 4-2-48	民間	
6	だるま料理店主屋		本町 2-1-30	民間	
7	山月 (旧共寿亭)		板橋 913	民間	
8	籠清		本町	民間	
9	籠常		本町	民間	
10	丸う田代		本町	民間	
11	旧鈴廣本町店		本町	民間	

	建造物名	写真	所在地	所有者	備考
12	石川漆器		栄町	民間	
13	江嶋		栄町	民間	
14	欄干橋ちん里う		本町	民間	
15	広瀬豊店		板橋	民間	
16	下田豆腐店		板橋	民間	
17	内野家住宅		板橋	民間	
18	津田家蔵		板橋	民間	
19	古稀庵		板橋	民間	

議案第15号

小田原市図書館協議会委員の任命について

小田原市図書館協議会委員の任命について、議決を求める。

平成24年9月27日提出

小田原市教育委員会
教育長 前田 輝男

第30期小田原市図書館協議会委員候補者名簿

任期 平成24年10月1日～平成26年9月30日

氏名	選出区分	職業等	新・再
<small>しばた としかつ</small> 柴田 敏勝	学校教育関係者	小田原市立国府津小学校教諭	新任
<small>なかだ たかし</small> 中田 貴士	学校教育関係者	小田原市立酒匂中学校教諭	新任
<small>おおつか さとみ</small> 大塚さとみ	学校教育関係者	学校図書ボランティア連絡会代表	新任
<small>みやざき じゅんこ</small> 宮崎 淳子	社会教育関係者	小田原の図書館を考える会幹事	再任
<small>ひろさわ とみえ</small> 廣澤 登美 江	家庭教育の向上に資する活動を行う者	小田原市教育委員会教育指導課教育相談員	再任
<small>うちだ あきら</small> 内田 昭	学識経験者	学習塾講師	再任
<small>ほしざき</small> 星崎みゆき	市民	無職	新任
<small>いしかわ きょういち</small> 石川 喬一	市民	無職	新任

議案第16号

教育委員会委員長の選挙について

教育委員会委員長の選挙について、議決を求める。

平成24年9月27日提出

小田原市教育委員会
教育長 前田 輝男

議案第17号

教育委員会委員長職務代理者の指定について

教育委員会委員長職務代理者の指定について、議決を求める。

平成24年9月27日提出

小田原市教育委員会
教育長 前田 輝男

平成24年9月市議会定例会の概要について

②

第 1 日目	9月 3日	月	・補正予算並びにその他議案一括上程——提案説明
第 2 日目	9月 4日	火	(休 会) (議案関連質問通告 締切 正午) 競輪 (一般質問通告 締切 午後3時) ④
第 3 日目	9月 5日	水	(休 会)
第 4 日目	9月 6日	木	・質疑、各常任委員会付託、請願・陳情付託
第 5 日目	9月 7日	金	(休 会) 建設経済常任委員会
第 6 日目	9月 8日	(土)	(休 会)
第 7 日目	9月 9日	(日)	(休 会)
第 8 日目	9月10日	月	(休 会) 厚生文教常任委員会
第 9 日目	9月11日	火	(休 会) 総務常任委員会
第10日目	9月12日	水	(休 会)
第11日目	9月13日	木	(休 会)
第12日目	9月14日	金	(休 会) (委員長報告書検討日)
第13日目	9月15日	(土)	(休 会)
第14日目	9月16日	(日)	(休 会)
第15日目	9月17日	(月)	(休 会) (敬老の日)
第16日目	9月18日	火	・各常任委員長審査結果報告・採決 ・請願・陳情審査結果報告・採決 ・一般質問
第17日目	9月19日	水	・一般質問
第18日目	9月20日	木	・一般質問
第19日目	9月21日	金	・一般質問 ・決算認定案 (一般・特別・企業) 一括上程 —— 提案説明、質疑、決算特別委員会設置、付託 ・決算特別委員会 (全体説明、各分科会へ議案送付)
第20日目	9月22日	(土)	(休 会) (秋分の日)
第21日目	9月23日	(日)	(休 会)
第22日目	9月24日	月	(休 会) 決算特別委員会 (書類審査・3分科会)
第23日目	9月25日	火	(休 会) 決算特別委員会 (建設経済分科会)
第24日目	9月26日	水	(休 会) 決算特別委員会 (厚生文教分科会)
第25日目	9月27日	木	(休 会) 決算特別委員会 (総務分科会)
第26日目	9月28日	金	(休 会) 決算特別委員会 (現地査察)
第27日目	9月29日	(土)	(休 会)
第28日目	9月30日	(日)	(休 会)
第29日目	10月 1日	月	(休 会) (総括質疑通告締切=正午)、質疑聞取り
第30日目	10月 2日	火	(休 会)
第31日目	10月 3日	水	(休 会) 決算特別委員会 (分科会会長報告、質疑、 総括質疑、討論、採決、とりまとめ)
第32日目	10月 4日	木	(休 会)
第33日目	10月 5日	金	(休 会) 決算特別委員会全体会 (委員長報告検討)
第34日目	10月 6日	(土)	(休 会)
第35日目	10月 7日	(日)	(休 会)
第36日目	10月 8日	(月)	(休 会)
第37日目	10月 9日	火	・決算特別委員長審査結果報告、質疑、討論、採決

* 告示 8月27日 (月)

* 議会運営委員会開催予定 8月28日 (火) 午前10時

厚生文教常任委員会（教育部・文化部関係）

平成24年9月10日実施

1 議 題

(1) 議案第60号 平成24年度小田原市一般会計補正予算（所管事項）

2 所管事務調査

(1) 報告事項

- ・小田原城址公園の植栽に関する検討経過について
- ・平成24年度（平成23年度分報告書）教育委員会事務の点検・評価について
- ・いじめ問題への対応について

平成24年小田原市議会9月定例会

一般質問 9月18日～21日

質問順 2 3 番 大川 裕

- 2 おだわらっこ教育プランについて
 - (1) 平成25年度以降の新しい計画の進捗について
 - (2) 二学期制について

質問順 5 17番 木村信市

- 1 体育・スポーツ振興に関して
 - (1) 本市の体育・スポーツ等の現状と課題について
 - (2) 社会体育等と学校体育等との連携について
 - (3) 公共と民間の役割分担について
- 2 市営（海水）プール2場の管理運営等に関して
 - (1) 事業仕分けの結果とその後の検討について
 - (2) 御幸の浜プール等の管理運営について
 - (3) 国府津海水プールの今夏開場中止と再開見通しについて
 - (4) 現市営（海水）プールの特徴と問題点について
- 3 学校プールの管理運営に関して
 - (1) 本市の学校等プールの実状、利用実態について
 - (2) 夏期における小学校プール開放の課題について
 - (3) 学校プールの地域開放について
- 4 新たな市営プールの建設に向けて
 - (1) 今こそ、新たに市営公式プールの構想を

質問順 6 16番 安藤孝雄

- 1 大地震に備える防災対策について
 - (2) 市民の防災意識の向上を図ることについて
 - イ 防災教育のさらなる推進について
- 2 小・中学校における給食費未納問題について
 - (1) 徴収の現状と課題について
 - (2) 未納の実態と推移について
 - (3) 県内他市の実情と本市における今後の対応について

質問順 10 26番 井原義雄

- 4 市立小・中学校敷地内の樹木管理について
 - (1) 荒天後の樹木飛散について近隣住民へどの様に対応しているのか
 - (2) 今までに近隣住民からどの様な要請があったのか

質問順 13 18番 田中利恵子

- 1 放射能汚染から子どもたちをまもるための保育園、幼稚園、学校給食における安全対策について
 - (1) 保育園、幼稚園、学校給食において、徹底して放射能汚染から子どもたちをまもるべきと考えるが、市ではどのようなことを行っているのか

※ 一般質問（教育部）

議員	項目	答弁	質問要旨	答弁要旨
大川 裕	おだわらっこ教育プランについて	教育長	おだわらっこ教育プランが改定年度になっているが、平成25年度以降の新しい計画の方向性について伺う。	新たな計画は、教育基本法第17条第2項に規定される「地方公共団体における教育の振興のための基本的な計画」として策定する。現在、学識経験者、市民及び関係団体の代表者、小・中学校及び幼稚園の代表者等による策定委員会を設置し、意見の取りまとめを行っている。内容については、「変化の激しい社会を生き抜く力の養成」、「小田原ならではの教育の推進」、「教育環境の整備・改善・充実」を3つの柱として検討している。
		部長	おだわらっこ教育プランは、計画期間が10年間であったが、10年では急激に変化する社会状況に対応できないと考えている。新たな計画の計画期間は、どれくらいで考えているのか。	新たな計画については、国の教育振興基本計画の計画期間が平成29年度までであることや、社会や教育を取り巻く環境の変化が著しいことなどから、平成25年度から平成29年度までの5年間としたいと考えている。
		教育長	Try プランの詳細施策には、小田原の良さを活かした教育の推進とあり、郷土を知り、郷土に愛着を深めるとあるが、同じように国に対しても敬意を持てるような骨太で弾力性のあるプランを望むが、見解について伺う。	3つの柱に基づき計画の柱を考えている。その中で、小田原の良さを活かした小田原独自の教育スタイルの確立を目指している。小田原を愛するということは、子ども達にとっては各学区の郷土を愛する、ひいては、国を愛するという心につながるものとし、大事にしていきたい。
		教育長	国に対する記述が盛り込まれるという理解でよろしいのか。	現在、策定中であり国に対する記述を明記するかについて、未定である。
	2学期制について	教育長	学校2学期制検討委員会が実施したアンケートの設問では、2学期制について保護者等の意向は汲み取られておらず、まだ学期制について検討する余地があると思うが、見解を伺う。	学校2学期制検討委員会が、2学期制の現状を把握するため、児童生徒、保護者、教職員を対象に実施したアンケートでは、保護者から「2学期制は、日本の風土に合わない」「メリットを感じない」との意見もあったが、「授業時数が増えた」「2学期制が定着し、学校も落ち着いている」「教師との教育相談がしやすい」等の肯定的な意見もあった。2学期制の導入に際して、学校では、学校行事の実施時期や開催方法、行事のねらいなどを見直すとともに、長いスパンでの指導計画や教育相談、サマースクールなどの充実に取り組んできた。また、実際の授業時数についても、平均して小学校で約30時間、中学校で約26時間の増が図られ、新学習指導要領への対応もスムーズに行うことができている。このような状況を踏まえ、教育委員会において2学期制の継続を決定したものであるので、ご理解いただきたい。

大川裕	2学期制について	教育長	<p>他県や他市において、2学期制から3学期制に戻しているところもあるが、それについてどのように考えているのか。</p>	<p>他県や他市の一部の学校において、2学期制から3学期制に戻したところがあることは承知している。アンケートの項目に「2学期制と3学期制のどちらが良いか」と問えば、ご自身が2学期制の経験のない保護者としては、3学期制がよいと回答する気持ちは十分理解できる。しかしながら、本市では平成18年度から2学期制を実施しており、すでに小・中学校では定着が見られることから、引き続き2学期制を実施することとしたものである。</p>
		教育長	<p>学校2学期制検討委員会のメンバー構成について、教職員が多く、保護者が3名のみで教育委員会主導ではないか。また、保護者の意向が反映されているのか見解を伺う。</p>	<p>平成20年度に行った調査では、全体の75%程度が定着していると感じている。学校2学期制検討委員会としては、3学期制強く望んでいるのではなく、2学期制導入時の目的がより良い方向に進んでいると捉えてきた。学校2学期制検討委員会の保護者3名は市PTA連絡協議会の代表者ということから、十分に意見はいただいたと思っている。</p>
		教育長	<p>アンケートの設問が「2学期制がいいか」、「3学期制がいいか」問わないと正しい答えが得られないのではないか。アンケートの根拠について伺う。</p>	<p>アンケートの設問項目については、学校2学期制検討委員会の中で吟味してきた。「2学期制がいいか」、「3学期制がいいか」単刀直入に問うことも話題となった。しかし、子ども達にとっては戸惑う質問となり、また子どもにとって学期制のあり方がどうであるかという視点が薄れるため、直接問うことはしなかった。</p>
		教育長	<p>他県や他市の事例から考えると、2学期制がよいということが覆されるが、その点について見解を伺う。</p>	<p>他県や他市が3学期に戻している事例は承知しているが、各市町村の実態に応じて改善している。本市の場合、2学期制ありきではなく、子どもにとって一番良い学期制のあり方を検討している。学期制は手段であり、その目的は子どもにとって豊かな学校生活、学力の向上、明治以来140年続く学校教育全体を見直すことである。以上の点から、学期制のあり方を見直してきたところである。</p>
		教育長	<p>全国的に、2学期制から3学期制に戻しているところもあるが、本市の対応について伺う。</p>	<p>学校2学期制検討委員会においても、今後も2学期制を継続していくと結論を出している。また、今すぐ3学期に戻すことは、学校現場の円滑な運営に支障をきたすことが危惧されるという意見もでてきている。しかしながら、学期制のあり方は、社会情勢の変化や教育環境の変化などをみて、子どもにとって、どのような学期制のあり方が望ましいかという視点で見直すべき時期がきたら検討していくこととしたい。</p>
		木村信市	体育スポーツ振興に関して	部長

木村 信市	学校プールの管理運営に関して	部長	社会体育事業は、市長の権限となったことから点検・評価の対象にならないとのことだが、それでは学校プールの管理運営は対象になるが、学校プールの開放は対象にならないと考えてよいか。	学校プールの運営管理については、学校における体育に関することであり、教育委員会の権限に属する事務であることから、点検・評価の対象となる。学校プールの開放については、教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則において、学校施設の開放として補助執行事務に位置づけており、教育委員会の権限に属する事務であることから、同様に点検・評価の対象となる。
		部長	学校長の職務上の権限と責任の根拠について	各学校で定めるプール管理運営規定には、校長は管理責任者として位置づいており、施設管理上の責任と、教育課程に基づいて行われる水泳指導等の使用上の責任を負うものである。また、夏季休業期間等の使用について、PTA等の団体に対して許可を出す権限を持っている。
	市長	教育委員会所管の小中学校等のプールの実態（配置、規格、維持管理費用、開放時を除く運営）について伺う。	本市では、小中学校全てに、深さは異なるものの、長さ25メートル、主に6コースのプールを設置しており、授業や課外活動で使用している。プールの維持管理費用については、水槽や歩廊の塗装や修繕、ろ過機の点検や更新などに、過去5年間の平均で、一年あたり1,230万円余かかっている。水道料金は、年間1,420万円余となっている。小中学校36校のプールの維持管理にかかる経費は、全体で1年あたり2,650万円余となっている。 (1校あたり、年間73万円余)	
	部長	体育の授業での水泳時間数、部活動等利用の実態について	水泳の指導時間数は、各学校のカリキュラム編成や児童生徒の発達段階によって異なるが、小学校が10～20時間、中学校が6～15時間となっている。部活動については、本市では水泳部がないが、その他の運動部において、夏休み中に、トレーニングの一環として利用している実態がある。	
	部長	水泳で利用する夏季期間中を除いての、特別な利用は、どのようなものがあるか。あるとすれば、それは通年利用か、短期間利用か伺う。	学校のプールは、三の丸小学校の屋内プールを除いて、通年、水を溜めたままにしており、消防法により、大規模火災時等の消防水利として指定されている。非常時には防災倉庫内の「ろ水機」を使用し、飲料水として利用することもできる。その他には、年に何回かではあるが、消防署や警察の救助隊が水難救助訓練のために、白山中学校や白鷗中学校のプールを利用している。	
	部長	教職員のサービス上の取扱いについて。	夏休み中の小学校のプール開放は、PTAの運営で行われており、その業務については、保護者や契約する民間業者等が役割を担っている。そのため、教職員は、プール開放に関わる役割を担っておらず、サービス上の問題は生じないとする。	

安藤 孝雄	大地震に備える防災対策について	教育長	災害時に中学生の役割が期待される中で、学校における防災教育をどう進めていくか伺う	東日本大震災を踏まえ、中学生用防災パンフレットでは、釜石市の中学生がとった行動を紹介するとともに、さまざまな場面を想定し、率先して避難することや、支援が必要な方（災害時要援護者）に対してどう行動したらよいかなど、内容の見直しを行った。また、釜石東中学校から、東日本大震災をいかに生き延びたか、自分の命を自分で守る、そして、助けられる人から助ける人へ、日頃から学習してきたこと行動してきたことを、釜石東中学校の生徒が語るDVDを提供していただき、各校に配布した。こうした教材を日ごろ、防災教育において活用するとともに、防災訓練においては、幼保・小・中の連携や地域との連携など、人との関わりを通して、防災意識の向上や、自ら行動する力を培ってまいりたい。
	小・中学校における給食費未納問題について	教育長	給食費の徴収は、各学校ではどのように行われているか。また、その方法について、現状どのような課題を認識しているのか伺う。	給食費の徴収方法については、児童生徒が学校に持参する現金徴収と口座振替の2通りがあり、いずれの方法にするかは各学校で決定している。今年度、現金徴収を行っている学校は、小学校23校、中学校8校で、口座振替にしている学校は、小学校2校、中学校3校である。現金徴収の方が徴収率が高くなることから、近年現金徴収に切り替える傾向がある。課題については、「現金徴収の場合」は、現金徴収事務に携わる教職員やPTAの負担が大きいこと、多額の現金の管理面、また「口座振替の場合」は、振替手数料がかかり保護者の負担となることなどがある。
		教育長	過去3年間の本市における未納の実態はどうか。その対策をどのように講じているのか伺う。	小学校の給食費未納率及び未納額は、平成21年度は、0.19%、約89万8千円、平成22年度は、0.17%、約78万4千円、平成23年度は、0.14%、約60万6千円である。また、中学校の給食費未納率及び未納額は、平成21年度は0.6%、157万1千円、平成22年度は0.55%、約143万2千円、平成23年度は0.3%、約76万7千円である。未納対策としては、未納家庭への電話や家庭訪問などを行っており、学校の要請に応じ、教育委員会も家庭訪問に同行している。また、生活保護費や就学援助費を受給している保護者が滞納した場合は、給食扶助費が直接学校口座に振り込まれる制度を今年4月から開始した。その他滞納者への未納対策として、保護者の申し出があった場合、児童手当から給食費を徴収する制度を設けている。
		教育長	県内他市町村はどのような未納対策を行っているか。また、県内の公会計化の動きと小田原市としての今後の考えについて伺う。	市町村の多くは、電話や督促状、家庭訪問を中心に未納対策に取り組んでいる。県内の公会計化の動きであるが、開成町が平成17年度から、横浜市及び海老名市が今年度から実施しており、厚木市が来年度以降の導入を目指し準備を進めている。本市では現在、学校給食会が各学校と事務委託契約を結び、給食費を学校給食会の口座で管理し、食材の一括発注及び一括支払を行っている。給食費の取扱については、昭和32年の文部省の行政実例に「給食費を歳入にする必要がない」と示されており、これまで多くの自治体がこれにならい、学校ごと、あるいは本市のように学校給食会において食材費の支出管理を行ってきた。しかし近年は、給食費の集金、管理方法を見直し、公会計化を図る動きが出てきており、学校給食に係る事務の透明性の向上や学校の事務負担の軽減等を考慮すると、本市においても公会計化の検討を行っていく必要があると考えている。

井原 義雄	市立小・中学校敷地内の樹木管理について	市長	小中学校敷地内の樹木の管理は誰がどの様に行っているのか伺う。	樹木の管理は、学校と教育委員会の双方が行っている。落ち葉の清掃や低木の剪定など、比較的軽易なものは、学校が行っている。一方、枝下しや、強風で倒れた木の処理等は、教育委員会で対応している。
		市長	小中学校敷地内の樹木に対して、具体的にどのような要請が近隣住民から寄せられ、その要請にどのように対応しているのか伺う。	学校の近隣の方々からは、樹木が生い茂り自宅の日当たりが悪くなっている、枝葉による雨どいの詰まりが生じて困っている、強風による枝の落下や倒木が心配であるなど、伐採や枝下しの要請が学校や市に寄せられている。保護者や地域の方々のご協力により、枝下しなどを行っていただいている学校もあり、感謝している。しかし、多くの学校については、市として十分な対応が出来ておらず、全ての要請に応えられていない状況にある。
		部長	学校敷地内の樹木において、「鳥害」状況はどのような現状か伺う。	ムクドリやカラスの鳴き声や糞で困っているという話は聞いていない。しかしながら、カラスが学校の樹木に巣を作って困っているという相談は、たまにあるので、巣の撤去など、適宜対応している。
		部長	学校敷地内の樹木管理が定期的に管理出来ない理由として、人的な要因と予算面での要因があるものと考えられるが、どのような現状か伺う。	予算面では、広大な学校敷地内の多数の樹木について、限られた予算の中では、十分に対応できない状況にある。しかしながら、枝折れによる事故の防止や周辺環境の美化など、定期的・計画的な樹木管理は、学校環境の保全には必要なことと考えている。今後、樹木の生育状況や周辺への影響など、改めて状況を確認するとともに、優先順位等を考慮しながら、計画的な維持管理に努めてまいりたい。
田中 利恵子	放射能から子どもたちをまもるための保育園、幼稚園、学校給食における安全対策について	教育長	学校給食の放射能対策について、どのような取り組みを行っているのか。また、今後の取り組みについて伺う。	県が実施する学校給食用食材の放射性物質検査については、開始時期が遅れていたが、9月からスタートしたところである。本市としては、第1回目の検査として、9月11日に学校給食センターで使用する にんじんの検査を行ったが、放射性物質は不検出であった。また、調理後の給食の検査については、放射性物質を継続的に検査する県の学校給食モニタリング事業で、小田原市国府津共同調理場が対象地点に選定された。9月10日から来年3月の給食終了日までの間、冷凍保存した調理後の給食を1週間ずつまとめて放射性物質の有無や量を調べていく。これら検査結果については、県のホームページで公表され、本市のホームページでもお知らせしていく。
		部長	放射能対策について、これまで保護者からどのような要望等がだされているのか伺う。	平成23年度は26件、平成24年度はこれまで5件の要望が寄せられている。内容については、食材の産地についての問い合わせや食材の検査を実施してほしい、検査機器を設置してほしい という要望がほとんどで、今年度の5件については、食材検査が4件、検査機器の設置が1件となっている。
		部長	検査結果については、市のホームページや学校たより等を活用し、保護者に情報提供してはどうか。	検査結果については、随時市のホームページでお知らせをしていく。9月11日に行った学校給食センターで使用する にんじんの検査結果については不検出であったが、既にホームページでお知らせしている。また、学校だよりや給食だよりなどを積極的に活用し、情報提供に努めてまいりたい。

※ 議案関連質問（文化部）

議員	項目	答弁	質問要旨	答弁要旨
奥山 孝二郎	今回取得する土地について	市長	この土地は史跡小田原城跡においてどのような場所であるか。また、その価値はどのように評価されるか。	この土地は、近隣にある、平成17年度に取得し、平成21年度に整備・公開されている八幡山古郭東曲輪とあわせ、戦国時代の小田原城の中心部分を構成している部分であり、東曲輪の北堀が想定される場所である。そこで事前に試掘調査を行ったところ、北堀の一部が確認され、障子堀と呼ばれる、北条氏の城郭としての特徴を持つ堀であることがわかり、重要な遺構が残されていることが確認できた。平成22年に策定した「史跡小田原城跡八幡山古郭・総構保存管理計画」においても、「優先的に追加指定を図る」場所と位置付けられていることから、史跡の追加指定を申請し、指定後に購入する方針としたものである。
	債務負担行為の廃止について	市長	平成24年度当初予算において設定された、小田原市土地開発公社に対する平成24年度・25年度2箇年の債務負担行為について、9月補正予算で廃止する議案を提出した経緯を問う。	この土地については、当時所有者が早期の売却を要望しており、史跡指定を待ってからの取得は困難と判断されたことから、小田原市土地開発公社により先行取得することにしたものである。このため、史跡の追加指定後に小田原市で買戻しを行うための土地開発公社に対する平成24年度及び25年度の2年間の債務負担行為を設定した経緯がある。その後、本年9月中には追加指定が告示される見通しとなったことから、土地開発公社からの買戻しを行うための予算を計上し、これに伴って債務負担行為を廃止するものである。

※ 一般質問（文化部）

議員	項目	答弁	質問要旨	答弁要旨
木村信市	体育・スポーツ振興に関して	市長	本市の体育及びスポーツ等の基本政策を進めるに当たっての現状と課題について	子どもを取り巻く環境により、体力・運動能力の低下が、全国的に課題となっているが、本市においても同様な状況である。そこで、自ら進んで運動しようとする意欲を高め、健康的な体を作る学校体育を進めている。一方、本市のスポーツの現状であるが、競技スポーツについては各競技種目団体等により、活発な活動が展開されている。また、競技スポーツだけでなく、最近では「ウォーキング」や「体操（ストレッチ）」といった身近で気軽に楽しめるスポーツへの広がりも見せている。しかしながら、日ごろスポーツをしない人も一定の割合でいる状況にある。（スポーツ非実施率37.8%：平成18年調査）こうした状況を踏まえ、今後は、年齢、性別を問わず、スポーツに気軽に参加できるよう促すとともに、継続してスポーツに親しめる環境づくりが必要になっている。
		市長	本市の生涯スポーツと学校体育との連携については、どこでどのように位置づけられているか。	現在、生涯スポーツの一端を担う学校体育に対しては、体育学習やクラブ活動、サマースクール等において、スポーツ推進委員によるニュースポーツの体験講座や、湘南ベルマーレのプロサッカー選手による巡回授業などが行われている。それにより、専門的な技術やその競技が持つ楽しさを伝えるなど、学校への訪問による連携が定着しているところである。また、学校には子どもたちの全市的、あるいは地域的なスポーツイベントへの参加など、生涯スポーツの推進に協力を得ているところである。子どもたちがスポーツ活動を気軽に、そして継続的に行うことができる仕組みや環境を整えるため、これからも、様々な機会を捉え、生涯スポーツと学校体育との連携に努めていきたい。
		市長	本市の体育やスポーツ活動等における行政と民間の役割分担の考え方について	現在、スポーツ教室やスポーツ大会を民間が主催するなど、行政以外のさまざまな主体もスポーツ振興を担っている状況にある。さらに、観るスポーツとして、プロスポーツの試合観戦など、民間でなくてはできない事業もある。社会環境の変化や市民ニーズの多様化などに応じ、行政と民間がそれぞれの特長を活かし事業展開する、あるいは相互に連携していくことにより、スポーツ振興を進めていくことが大切であると考えている。
	市営（海水）プール2場の管理運営等に関して	市長	事業仕分けによる「不要」という結論を、その後「廃止の方向で検討」とした経緯について伺う。	御幸の浜プールは、平成21年10月に実施された事業仕分けにおいて、「不要」との結論が出された。しかしながら、誰もが安全に楽しめる安価なプールとして、例年多くの市民の方が利用している施設であり、県西地域唯一の公認50mプールでもある。したがって、市民ニーズの把握、代替施設・代替施策の必要性の検討、関係団体とのプール事業のあり方の協議等を行う必要があったため、「廃止の方向で検討」としたものである。

木村 信市	市営（海水） プール2場の管理運営等に関して	市長	両市営プールは開場期間を除き一年を通じてどのように管理されているか。また、土地の所有者、借地契約はどうなっているか。	御幸の浜プール、国府津海水プールともに、例年5月末から開場準備のため施設設備等の稼働確認を行い、開場期間終了後は、使用した設備や用具等の撤去を行っている。それ以降は、台風や地震等が発生した場合に、必要に応じて施設の被害状況等の確認を行っている。土地の所有形態について、御幸の浜プールは、市有地が785㎡、国有地が3,267㎡で、国有地は占用許可を得て使用している。国府津海水プールは、1,500㎡全てが国有地で、同様に占用許可を得て使用している。
		市長	国府津海水プールの今後の予定、対策と再開に向けての基本的な考え方について伺う。	まずは、施設状況調査、井戸復旧工法の検討・設計、施工計画・仮設備工の設計、概算工事費の算定等の取水井戸改修設計業務を実施し、来年度の開場に向け、準備を進めていく予定である。国府津海水プールは開場以来50年以上の長きにわたり、市民に愛され、地域としても大事な公共施設であること、また、取水井戸に損傷があるものの、プール本体などに開場するにあたり、問題がないことなどから、再開し、継続使用していきたいと考えている。
		市長	海水浴の効能・メリットについて、健康づくりの観点からどうか。	海水浴は、夏場に水泳や日光浴など、海辺の遊びを行うレジャーのひとつであり、体を動かすことで運動不足を解消できるなどの効果がある。
	学校プールの管理運営に関して	市長	プール開放の実態と問題点等について伺う。	全小学校25校において、夏季休業中に各学校に通学している児童に限定して学校プールを開放しており、PTAが主体となって運営している。開放日数は各学校により異なるが、平成23年度は9日間から23日間で、全学校の延べ利用者数は27,299人であった。問題点としては、監視員の確保が困難であること、運営にあたるPTAの負担が大きいなどの意見を聞いている。
		市長	県内他市の学校プールの地域開放の状況について、どのように把握しているか。	本市を除く神奈川県内の18市中、1市が小学校プールを学区内の団体に限定して開放しており、7市が一般に開放している。なお、限定して開放または、一般に開放している全8市の運営形態は、業者委託が7市、学校への委託が1市である。
	新たな市営プールの建設に向けて	市長	今こそ、淡水利用の新たな市営公認プール整備の早期の検討が必要と考えるが。	スポーツ施設の整備、改修については、厳しい財政状況の中、既存施設においても思うような対応ができていないのが実情である。利用者の安全性の確保に必要なものや、施設の維持管理に重要なものなど、優先順位をつけて行っているところである。したがって、新たなプールの整備については、大変難しい状況にあり、できる限り修繕し長く使っていきたいと考えているので、ご理解いただきたい。

第47回 全国史跡整備市町村協議会 大会 開催要項

- 1 主催 全国史跡整備市町村協議会
- 2 主管 第47回 全国史跡整備市町村協議会 大会 実行委員会
(実行委員会 組織市町村 7市、1町)
相模原市、横須賀市、鎌倉市、茅ヶ崎市、逗子市、海老名市、箱根町、小田原市
- 3 後援 文化庁、神奈川県、神奈川県教育委員会
- 4 会期 平成24年10月17日(水)～19日(金)
- 5 会場 ヒルトン小田原リゾート&スパ(小田原市根府川583-1)
- 6 日程
 - (1) 役員会
日時 平成24年10月17日(水) 11:00～12:00
会場 ヒルトン小田原リゾート&スパ「アートルーム」
 - (2) 総会・記念公演・講演会
日時 平成24年10月17日(水) 13:30～17:00
会場 ヒルトン小田原リゾート&スパ「アリーナ」
 - (3) 情報交換会
日時 平成24年10月17日(水) 18:00～19:30
会場 ヒルトン小田原リゾート&スパ「アリーナ」
 - (4) エクスカーション(視察研修)
期日 平成24年10月18日(木)～19日(金)
場所 神奈川県内の史跡ほか
- 7 大会事務局
事務局長 小田原市文化部文化財課長
事務局 小田原市文化部文化財課
連絡先 〒250-8555
小田原市荻窪300番地
電話: 0465-33-1717
ファックス: 0465-33-1714(直通電話兼用)
電子メール: bunkazai@city.odawara.kanagawa.jp

第 47 回 全国史跡整備市町村協議会 大会 日程表

第 1 日目【10 月 17 日（水）】 大会会場：ヒルトン小田原リゾート&スパ「アリーナ」

区 分	時 間	予定時間	内 容
大会受付	12:30～ 13:30	60 分	<ul style="list-style-type: none"> ・受付場所：スポーツ棟 地下1階 会場前 ・受付方法：ブロック別受付
開 会 式	13:30～ 14:10	40 分	<ul style="list-style-type: none"> ・開会のことば 全史協副会長 ・会長あいさつ 多賀城市長 ・歓迎のことば 小田原市長 ・祝辞 <ol style="list-style-type: none"> 1) 史跡保全議員連盟代表 2) 文化庁長官 3) 神奈川県教育長 ・来賓紹介 ・祝電披露 ・表彰
総 会	14:10～ 14:50	40 分	<ol style="list-style-type: none"> 1 議事（議長）小田原市長 加藤 憲一 <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成 23 年度事業報告及び決算報告について (2) 平成 24 年度補正予算(案)について (3) 平成 25 年度事業計画及び予算(案)について (4) 全史協大会開催地実施時期の変更(案)について (5) 役員の選任について (6) 次期大会開催地について 次期大会開催地代表あいさつ 南城市長 (7) その他 2 平成 25 年度史跡関係予算(案)説明 文化庁
閉 会 式	14:50～ 15:00	10 分	<ul style="list-style-type: none"> 議事（議長）小田原市長 加藤 憲一 (1) 大会決議 全史協副会長 (2) 閉会のことば 全史協副会長
(休 憩)	15:00～ 15:20	20 分	
記念公演	15:20～ 15:50	30 分	<ul style="list-style-type: none"> ・相模人形芝居下中座（下中座）
(休 憩)	15:50～ 16:00	10 分	
講演会	16:00～ 17:00	60 分	<ul style="list-style-type: none"> ・演題 「日本城郭史上の戦国小田原城」 ・講師 静岡大学名誉教授 小和田 哲男 氏

《 休憩・移動 17:00～18:00 》

情報交換会 会場：ヒルトン小田原リゾート&スパ「アリーナ」

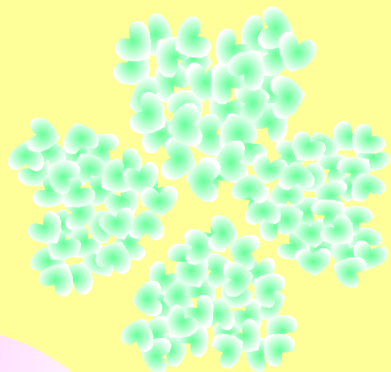
情報交換会	18:00～ 19:30	90 分	
-------	-----------------	------	--

第47回 全国史跡整備市町村協議会大会 エクスカーション日程

第2日目【10月18日(木)】・第3日目【10月19日(金)】

月 日	Aコース (原始・古代コース)	Bコース (中世コース)	Cコース (近代遺産コース)
10月18日(木)	ヒルトン小田原 出発 (8:00) ↓ 小田原駅 (8:20) ↓ 【相模原市】 (史) 田名向原遺跡 旧石器時代学習館 (9:40~10:20) ↓ (史) 勝坂遺跡 (10:40~11:20) ↓ 【海老名市】 (史) 相模国分尼寺跡 (車窓) ↓ (史) 相模国分寺跡 (11:45~12:05) ↓ 昼食(海老名市内) (12:15~13:15) ↓ 【横浜市】 (史) 大塚・歳勝土遺跡 横浜市歴史博物館 (14:05~15:05) ↓ 【小田原市】 (史) 小田原城跡 本丸・二の丸 (16:20~17:10) ↓ 小田原駅 (17:20) ↓ ヒルトン小田原 帰着 (17:35)	ヒルトン小田原 出発 (8:00) ↓ 小田原駅 (8:20) ↓ 【茅ヶ崎市】 (史) 旧相模川橋脚 (9:10~9:40) ↓ 【逗子市】 (史) 長柄桜山古墳群 (車窓) ↓ (史) 名越切通 (10:30~11:40) ↓ 【鎌倉市】 (史) 和賀江嶋 (車窓) ↓ 昼食(鎌倉市内) (12:00~13:00) ↓ (史) 鎌倉大仏殿跡 (13:05~13:35) ↓ (史) 大仏切通[雨天時は (史・名) 瑞泉寺] (13:45~14:15) ↓ (史) 若宮大路・鶴岡八 幡宮境内 (車窓) ↓ (史) 永福寺跡 (14:50~16:20) ↓ 小田原駅 (17:35) ↓ ヒルトン小田原 帰着 (18:00)	ヒルトン小田原 出発 (8:00) ↓ 小田原駅 (8:20) ↓ 【横浜市】 (重文・史) 旧横浜正金 銀行本店本館 神奈川県立歴史博物館 (特別展「再発見! 鎌倉 の中世」観覧) (9:50~11:20) ↓ (重文・登録) 横浜市内 近代建造物 (車窓) ↓ 【横須賀市】 昼食(横須賀市内) (12:00~13:00) ↓ 旧横須賀海軍工廠ドラ イドック(米海軍横須 賀基地内) (13:00~13:50) ↓ (史) 夏島貝塚 (14:10~15:00) ↓ 東京湾要塞第三海堡 構造物展示場 (15:05~15:25) ↓ 小田原駅 (17:25) ↓ ヒルトン小田原 帰着 (17:45)
10月19日(金)	ヒルトン小田原 出発 (8:00) ↓ 小田原駅 (8:20) ↓ 【箱根町】 (史) 元箱根石仏群 (9:10~10:00) ↓ (史) 箱根旧街道 (杉並木) (10:10~10:20) ↓ (史) 箱根関跡 (10:20~11:10) ↓ 解散式 報徳会館 (小田原市城内 8-10) (12:00~13:00)	ヒルトン小田原 出発 (8:00) ↓ 小田原駅 (8:20) ↓ 【小田原市】 早川石丁場群関白沢支群 (8:50~9:20) ↓ (史) 石垣山 (9:30~10:20) ↓ (史) 小田原城跡 本丸・二の丸 (10:40~11:45) ↓ 解散式 報徳会館 (小田原市城内 8-10) (12:00~13:00)	ヒルトン小田原 出発 (8:00) ↓ 小田原駅 (8:20) ↓ 【小田原市】 (史) 小田原城跡 (8:40~11:45) 本丸・二の丸 ↓ 小峯御鐘ノ台大堀切 ↓ 三の丸新堀土塁 ↓ 三の丸清閑亭土塁 (登録) 清閑亭 ↓ 解散式 報徳会館 (小田原市城内 8-10) (12:00~13:00)

おだわらっ子は
いじめを



しない

させない

ゆるさない

もし、君がいじめているなら
それは君の心の表れ。
弱くて
さみしくて
いくら強がっても
誰も認めてくれない。

もし、君がいじめられて
いるなら
「やめろ！」といおう。
そして、大人に助けを
求めよう。
必ず助けるから！

もし、君がいじめを
見ているなら
「それは、いけないことだ
といおう。
そして、
みんなで、正義を守ろう。

相談先

小田原市教育委員会相談電話（8:30～17:15） 0465（33）1729

神奈川県「いじめ110番」（24時間、365日） 0466（81）8111

いじめを防止するために

— 学校・家庭・地域・行政が取り組むべきこと —

「いじめは、絶対に許されないこと」という基本的な視点に立ち、子どもたちが、いじめのことで苦しんだり、尊い命を落としたりすることのないように、学校・家庭・地域・行政が一体となって全力をあげて取り組みます。

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」です。
起こった場所は、学校の内外を問いません。〈文部科学省の定義より〉

【学校では】 ～教職員全員で、毅然とした態度で～

- 1 子どもの悩みを、今まで以上に敏感に察知していきます。
- 2 いじめられていそうな子どもがいたら、すぐに声をかけていきます。
- 3 一人ひとりに命の大切さを投げかけ、良好な人間関係をつくっていきます。

【家庭では】 ～親としての自覚をもって～

- 1 子どもの様子に関心を持ちましょう。
- 2 子どもの様子が気になったら、すぐに学校などに相談をしましょう。
- 3 日々の生活リズムを整え、家庭の中での会話を大切にしましょう。

【地域では】 ～大人が模範を示して～

- 1 声かけ、あいさつを通して、地域ぐるみで子どもを見守っていきましょう。
- 2 子どもの様子がおかしいと感じたら、声をかけるか、家庭や学校へ連絡してください。
- 3 大人が模範を示し、地域社会全体でいじめをなくしましょう。

【教育委員会では】 ～サポートを的確に～

- 1 いじめに関する様々な相談を受けます。
小田原市教育委員会教育相談電話（33-1729）に連絡してください。
- 2 学校・家庭・地域・関係機関の連携を強化します。
- 3 いじめ防止のための具体的な支援を継続して行います。

小田原市教育委員会・地域ぐるみの教育推進委員会

平成24年9月

【問合せ先：教育指導課（33-1684）】

【いじめの把握のために】

学校で

◎ 悩みを話せる良好な人間関係を

○ 子どもの様子から

チェックポイント例

- 元気がない、オドオドしている
- 学習への集中力がなく、成績が低下する
- 不自然な笑いや感情不安定が見られる
- 友達への異常な気遣いがある
- グループ活動で孤立しやすい
- からかひや冷やかひが見られる
- 話しかけても視線をそらす
- 持ち物隠しや落書きをされている
- 衣服の汚れや破れがある
- 保健室通ひや体調不良の訴えが多い

○ アンケートなどを通して

- ・ 定期的に、継続的に
- ・ 無記名や友達のことを聞く形式も

○ 教育相談の実施

- ・ 定期的な実施
- ・ 担任に限らず、多くの関わりを通して

家庭で

◎ 家庭内の会話の場を

○ 子どもの様子から

チェックポイント例

- イライラしたり、オドオドしている
- 急に口数が少なくなる
- ため息をつく、涙を流している
- ボーっとし、意欲がなくなる
- 学校や友達の話題を嫌がる
- 学校に行きたがらない
- 持ち物がなくなる、壊れている
- 教科書やノートに落書きされている
- 衣服の汚れや破れがある
- アザやケガをして帰ってくる

○ 親子の会話を通して

- ・ いじめがあるという前提で
- ・ いじめられている側か、いじめている側か、傍観者なのかの把握を

○ 他の家庭との情報交換を

- ・ よその子の様子も伝え合うことで早い気づきを

○ 携帯電話などのメールの内容にも気をつけて

地域で

○ 観察（声かけ、あいさつを通して）

- ・ 登下校時のようすから
- ・ 放課後の過ごし方から

放課後の活動の場（スポーツクラブなど）での人間関係にも気配りを

行政で

○ 相談窓口等、相談体制の充実

いじめなんでも相談 33-1729（平日の8:30~17:15）

○ 学校・家庭・地域のパイプ役として

【いじめの解決に向けて】

学校で

- 迅速に
 - ・まずはすぐに動くこと
- 丁寧に
 - ・話を聞くのはじっくりと
 - ・指導・支援も丁寧に
- チームで
 - ・「報告・連絡・相談」の確認
 - ・複数での事実確認と指導・支援
- スクールカウンセラーの活用

情報キャッチ

事実の確認

- 双方からじっくりと話を聞く
- 周りの者からも情報収集
 - ・被害の具体的内容
 - ・場所、時間・期間
 - ・加害者の実態・動機と背景
 - ・他の子は知っているか

指導・支援

- いじめられている子へのサポート
 - ・寄り添って
 - ・「あなたが大切」という気持ちを伝えて
- いじめている子への指導
 - ・してしまったことへの自覚
 - ・心からの反省と謝罪
 - ・立ち直りへの支援と両者の関係の修復
- 周りの子への指導
 - ・傍観者も加害者になってしまうことの指導
 - ・今後の行動へのアドバイス
- 転校や、反省のための措置の検討

家庭で

- 迅速に
 - ・すぐに子どもから事情を聞き対応
- 学校とこまめに連携を取り合って
- 子どもの気持ちに寄り添って

地域で

- 民生委員・主任児童委員、学校・家庭・行政との連携
- 家庭・学校への連絡

「おかしいな」と思ったら、遠慮なく
家庭へ、学校へ、教育委員会（33-1684）へ

行政で

- 関係機関の積極的関わりを
市教育委員会・市教育研究所・市青少年相談センター・市福祉事務所・県教育相談センター・県児童相談所
- 人権擁護委員・医療機関との連携を

【日頃から取り組みたいこと】

学校で

- 集団を育てる
 - ・学級経営
 - ・児童会・生徒会
- 心を育てる
 - ・道徳、学活
 - ・学校便り、校長講話
- いじめ防止学習プログラム
 - ・授業を中心に計画的に実施
 - ・人権パンフレットの活用
- 教職員の人権感覚を高める
 - ・事故防止会議
 - ・人権研修会

家庭で

- 家庭での会話の場
 - ・家族一緒に食事
 - ・家族触れ合いの機会を
- 心を育てる
 - ・思いやりや優しさを育てる日々の会話を大切に
- 家庭でのしつけ
 - ・人との接し方
 - ・やって良いことといけなことのケジメを
- 日々の生活リズムを整える
 - ・普段から規則正しい生活を

- 学級懇談会や保護者会、PTA等でのいじめをテーマにした話し合い

地域で

- 地域社会全体でいじめを無くし、大人が模範を示そう
- 地域で子育てを、地域で人間関係づくりの場を
 - ・日常的なあいさつ・声かけ
 - ・自治会・子供会・スポーツ団体・育成団体などの活動
 - ・地域行事への子どもの参加の活発化
 - ・ミニ集会等の充実など

行政で

- 学校や家庭の積極的支援
- いじめ防止学習プログラムの作成
- 教職員の資質向上

【本資料について】

全国各地で起きたいじめによる自殺や傷害を受け、子どもたちの尊い命を守るために、本市のいじめ問題への対応について、教育委員と地域ぐるみの教育推進委員が8月20日（月）に緊急会議を行いました。

本資料は、平成18年12月に「小田原市いじめ問題緊急対策会議」が緊急の提言として市内小・中学生の全家庭、全教職員に配布したリーフレットを一部修正したものです。

学校・家庭・地域・行政が一体となっていじめ問題に取り組んでいくための資料として、ぜひご活用ください。

〔事務局：小田原市教育委員会教育指導課 TEL 33-1684〕